

青森県報

第千二百二十二号

令和八年
九月二十八日
(月曜日)

目 次

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……(人事課) ……一

○第十二次青森県職業能力開発計画の概要の公表……(産業イノベーション推進課) ……一

○男性警察官用夏制帽外の売買契約に係る指名競争入札……(警察本部施設整備課) ……四

教育委員会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……(県立図書館) ……五

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 特定役務の名称及び数量

青森県統合総務事務システム設計・構築業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年九月七日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社システム・エージ

兵庫県伊丹市御願塚三丁目一の一八

六 契約金額

四億九千九百三十七万五千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定による

八 契約の相手方を決定した手続

企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

第十二次青森県職業能力開発計画の概要の公表

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第七条第一項の規定により第十二次青森県職業能力開発計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

令和八年九月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

第12次青森県職業能力開発計画の概要

1. 計画の趣旨

県では、職業能力開発促進法に基づき、5年に一度、本県における職業能力開発についての基本方向を示す「青森県職業能力開発計画」を策定し、地域の産業人材

ニーズ等に即した職業訓練の充実や技術・技能の振興を図る各種施策を実施してきました。

「第12次青森県職業能力開発計画（2026年度～2030年度）」（以下「第12次計画」という。）では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋（2024～2028年）」の実現に向け、人工知能（以下「AI」という。）に代表されるデジタル技術の急速な普及や人口減少に伴う深刻な労働力不足など社会経済情勢の変化のほか、国が定める「第12次職業能力開発基本計画（2026年～2030年）」を踏まえ、「第11次青森県職業能力開発計画」（以下「第11次計画」という。）の取組内容を強化・拡充し、策定したものです。

2. 計画の期間

2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）まで

3. 職業能力開発の基本的な方向性

本県では、急激に進む人口減少や社会経済情勢の変化に対応できる産業人材の確保が課題となっています。そのため、労働者一人ひとりが職業人生を通じて自律的に能力開発を行いながら、変化に対応していくことが重要となります。

第12次計画においては、本県の職業能力開発を取り巻く状況を踏まえ、地域産業を支える産業人材の育成を目指し、以下のとおり職業能力開発の基本的な方向性を定め、様々な取組により持続可能な地域の生活基盤を支える職業能力開発施策を総合的に推進していきます。

- 労働者が自律的にキャリア形成を行いやすい環境の整備を図ります。
- 技能尊重機運を醸成し、次世代のものづくりを担う若手人材をはじめ、多様な技能者の育成を図ります。
- 労働者の職業能力開発の実施体制の充実強化を図ります。

4. 職業能力開発の基本方針と基本的施策

基本方針1「スキル向上への挑戦を続け、企業の生産性向上を実現する産業人材の育成」

労働者自らが新たなスキルの習得、保有スキルの熟練化・高度化に取り組みとともに、企業が在職者訓練等を通じて労働生産性を高めることに繋がるよう、労働環境の変化を捉えた産業人材の育成・確保を推進します。

【具体的取組】

- (1) 労働者の自律的なキャリア形成の推進
 - ① キャリア形成に向けた情報の提供
 - ② キャリアパスの活用促進
 - ③ 職業能力評価制度（ジョブ・カード）の活用促進と就職支援
- (2) デジタル技術を活用できる人材の育成
 - ① デジタル技術の進展に対応した公共職業訓練の実施
- (3) 企業における人材育成の支援
 - ① 企業ニーズを踏まえた在職者訓練の推進
 - ② 認定職業訓練校に対する支援
 - ③ 助成金制度の周知
 - ④ 人材育成に関する各種情報の提供

基本方針2「多様な人材の能力発揮に向けた職業能力開発の推進」

若年者、女性、中高年齢者、障がいのある方、特別な配慮が必要な方など、すべての人材が希望する仕事に就き、生涯を通じて学び、能力を発揮して活躍できる社会の実現に向けて、民間教育訓練機関等と連携し、個々の特性やニーズに応じた多様な職業能力開発の機会を提供します。

【具体的取組】

- (1) 若年者に対する職業能力開発
 - ① キャリア教育の実施
 - ② 若年者に対する職業能力開発情報の提供
 - ③ 若年者を対象とした魅力ある職業訓練の実施
- (2) 女性に対する職業能力開発
 - ① 女性の多様な課題やニーズに沿った職業訓練の実施
 - ② 女性に対するものづくりの魅力発信
 - ③ 職業能力開発校への入校促進
- (3) 中高年齢者に対する職業能力開発
 - ① 中高年齢者向けの職業訓練コースの拡充
- (4) 障がいのある方に対する職業能力開発
 - ① 県立障がい者職業訓練校訓練の充実
 - ② 地域企業等との連携による委託訓練の充実

- ③ 障がい者就労支援機関等との連携による就職支援
- (5) 特別な配慮が必要な方に対する職業能力開発

- ① ハローワークとの連携による公共職業訓練の実施
- ② 地域若者サポートステーションとの連携による公共職業訓練の実施
- ③ 委託訓練の柔軟な実施

基本方針3 「産業界や求職者等のニーズを踏まえた職業訓練体制の整備」

必要な労働力の需要と供給のバランスが取れていない中、今後、労働者には、より多様で高度な職業能力が求められることから、地域企業の産業人財ニーズや人手不足分野・成長分野の人財ニーズを的確に捉え、多様かつ実効性のある公共職業訓練を効果的・効率的に実施します。

【具体的取組】

- (1) 県立職業能力開発校訓練の改編
 - ① 職業訓練指導員のデジタル技術スキルの向上
 - ② デジタル社会を見据えた新たな訓練指導手法等の検討・実施
 - ③ 訓練科目及び訓練内容の見直し
 - ④ ポリテクセンター等との連携による技術及び訓練の質の向上
 - ⑤ 地元企業との連携による訓練の実施
 - ⑥ 県立職業能力開発校訓練の見える化の推進
 - ⑦ 学生募集のための広報の強化
 - ⑧ 女性の入校促進及び就職支援の強化
- (2) 県立職業能力開発校の施設整備等
 - ① 県立職業能力開発校の施設改修
 - ② 県立職業能力開発校の再編検討
 - ③ 県立職業能力開発校の訓練設備の整備
- (3) 委託訓練の充実・強化
 - ① 的確なニーズ把握による訓練コースの設定
- (4) 関係機関等との連携の強化
 - ① 庁内関係部局との連携
 - ② 地域の関係機関との連携
 - ③ ポリテクセンター等との連携

基本方針4 「技能振興の促進」

今後、労働供給制約が換まり技能者の一層の人財確保が求められる中において、ものづくりの現場を支える技能者の不足や、熟練技能者のリタイアによる若手技能者への技能継承が課題となっています。このため、次世代のものづくりを担う若手技能者の育成及び技能継承を支援します。

また、小・中学生の段階から技能を尊重する機運を醸成し、ものづくり産業を支える技能者の技能が評価され尊重される社会づくりを目指します。

【具体的取組】

- (1) 次世代のものづくりを担う若手技能者の育成
 - ① ものづくり体験教室等の実施
- (2) 関係機関との連携
 - ② 技能評価の普及・促進
- (3) ジョブ・カードの普及促進
 - ① ジョブ・カードの普及促進
 - ② 技能検定制度の普及促進
 - ③ 各種競技大会への参加促進
 - ④ 卓越技能者等表彰の実施

5. 職業能力開発計画の指標・目標値及び実施体制

- (1) 基本的施策の指標・目標値
 - 第11次計画で設定した7つの指標（目標年度：2025年度（令和7年度））の目標値と目標年度における実績値を比較してみると、7指標のうち4つの指標で目標値を上回っています。
 - 第12次計画においては、第11次計画における取組のうち第12次計画期間においても必要な取組を強化・拡充するとともに、国の第12次職業能力開発基本計画に準じて、時代に即した職業能力開発施策を推進していくための指標及び目標値を設定し、取組の検証・改善を図ります。
- (2) 計画の実施体制及び庁内・地域・関係機関との連携
 - 本計画を着実に実施し、各方針の具現化を図るため、「地域職業能力開発促進協議会」などの会議を通じて関係機関と協力・連携しながら取組を進めていきます。

特に、民間の活力を最大限に活用するほか、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のポリテクセンター青森及びポリテクカレッジ青森と連携しながら

各種取組を実施していきます。

また、AIの進化や業務のデジタル化に伴う技術革新など、経済・社会環境が急速に変化しているため、最新情報の収集に努め、必要な措置を講じます。

本計画において重要な位置を占める県立職業能力開発校訓練においては、定期的に訓練ニーズの調査・分析をし、必要に応じて職業訓練の見直しを行うほか、若年者や女性、中高年齢者等の多様な働き手の職業能力開発及び活躍に向けた支援に取り組んでいきます。

男性警察官用夏制帽外の売買契約に係る指名競争入札

次のとおり指名競争入札により契約を締結するので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項の規定により公示する。

令和八年九月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指名競争入札に付する事項

次に掲げる物品の売買とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

男性警察官用夏制帽外 総数三千九百十二点

二 納入期限

令和九年三月二十六日

三 納入場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、衣料品かつ警察用品の販売についてAの等級に格付された者であること。

ること。

- 3 指名競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

- 4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 指名されるために必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

- (一) 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和八年十月二十三日までに、青森県警察本部施設整備課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部施設整備課装備車両係

電話 〇一七―七二三―四二一一

六 入札説明書の交付場所等

- 1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部施設整備課装備車両係

- 2 入開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の一

青森県庁東棟一階一三五会議室

令和八年十一月十一日

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除する。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 詳細は、入札説明書による。

5 本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Police officer's

Summer hat and others,

total of 3,912 items

2 Place of delivery:

Aomori Prefectural Police HQ

3 Due date:

26 March, 2027

4 Time limit for tender:

11 November, 2026

(Please refer to a bid manual in time.)

5 Contact point for the notice:

Supply Section

Facility Equipment Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月二十八日

青森県立図書館長 早野英明

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立図書館情報システム再構築業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立図書館
青森市荒川字藤戸一一九の七
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年七月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士通Japan株式会社東北支社（青森）
青森市長島二丁目一三の一
- 六 契約金額
二億千四百六十八万二千三百八十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭